



光地消監第3号  
令和4年5月24日

光地区消防組合  
管理者 市川熙様

光地区消防組合

監査委員 松本利幸  
同 東 浩二



令和3年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を執行したので、その結果について同条第9項の規定により報告します。



令和3年度

定期監査報告書

光地区消防組合監査委員

## 定期監査の結果報告

1 監査の時期 令和3年12月13日から令和4年4月20日まで

2 監査の対象

光地区消防組合

3 監査の目的

備品購入費について、購入に係る事務処理及び購入後の管理が法律、条例、規則等に則り適正かつ効率的、合理的に執行されているかを主眼に実施し、今後の適正な事務の執行に資することを目的とした。

4 監査の観点

- (1) 備品の購入は計画的かつ効率的に行われているか
- (2) 備品の購入手続は適正に行われているか
- (3) 備品の保管は適正に行われているか

5 監査の方法

行政事務の執行が、関係法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて監査した。なお、監査に当たっては、あらかじめ監査委員が抽出した備品購入の事務処理に係る資料についての提出を求め、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から状況を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正な事務処理がなされていると認められた。

今後も、備品の取り扱いにあたっては、特に人命に関わるものについて、即応体制を維持できるよう適切な管理に努めていただきたい。